

## ○各指標及び用語の説明

### 1 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政を行ううえで必要な一般財源の額のことです。すなわち、芦屋町の一般財源（歳入）の標準的な規模を示す額であり、普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額＋標準税収入の合計額です。

### 2 実質赤字比率

芦屋町の一般会計等（※1）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

※1 一般会計等…一般会計、給食センター特別会計、病院貸付金特別会計

### 3 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む芦屋町の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、芦屋町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

### 4 実質公債費比率

芦屋町の一般会計等が負担する元利償還金（借金の返済金）及び準元利償還金（一部事務組合や公営企業会計の借金の返済金等）の標準財政規模を基本とした額（※2）に対する比率です。

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標といえます。

※2 標準財政規模から地方債の元利償還金等に係る地方交付税算入額を控除した額

### 5 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、芦屋町の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

芦屋町の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

### 6 資金不足比率

芦屋町の各公営企業会計の資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入（売上高）の額と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

## 7 財政健全化計画

健全化判断比率（上記2～5）のいずれかが早期健全化基準以上の場合に策定しなければならない計画で、地方公共団体の自主的な改善努力により財政の健全化を図るためのものです。

計画を策定するには議会の議決が必要です。また、計画に基づく健全化の実施状況を毎年度議会に報告し公表することが義務付けられます。

計画の実施状況により、総務大臣又は県知事の勧告がなされます。

## 8 財政再生計画

再生判断比率（上記2～4）のいずれかが財政再生基準以上の場合に策定しなければならない計画で、国等の関与による確実な再生を図るためのものです。

計画を策定するには議会の議決が必要で、計画に基づく健全化の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することが義務付けられます。また、財政再生計画について総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、一部を除き地方債を起すことができません。財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等には、総務大臣から予算の変更も含めた勧告がなされます。

## 9 経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合に策定しなければならない計画で、財政健全化計画を策定した場合と同様の仕組みが適用されます。